

令和元年第2回（6月）大郷町議会定例会会議録第3号

令和元年6月7日（金）

---

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員（14名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	残間 俊典 君	参事(特命担当)	千葉 伸吾 君
総務課長	浅野 辰夫 君	財政課長	熊谷 有司 君
まちづくり政策課長	伊藤 義継 君	税務課長	武藤 弘子 君
町民課長	千葉 昭 君	保健福祉課長	鎌田 光一 君
農政商工課長	高橋 優 君	地域整備課長	三浦 光 君
会計管理者	遠藤 努 君	学校教育課長	斎藤 雅彦 君
社会教育課長	菅野 直人 君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第3号

令和元年6月7日（金曜日） 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 承認第1号 専決処分承認を求めることについて

日程第 3	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 4	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	議案第 3 0 号	大郷町森林環境整備基金条例の制定について
日程第 7	議案第 3 1 号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 3 2 号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 3 3 号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 3 4 号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	請願第 1 号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
日程第 1 2	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	
日程第 1 3	委員会の閉会中の継続審査の件	

---

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 3	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 4	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	議案第 3 0 号	大郷町森林環境整備基金条例の制定について
日程第 7	議案第 3 1 号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 3 2 号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 3 3 号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 3 4 号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	請願第 1 号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
日程第 1 2	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	
日程第 1 3	委員会の閉会中の継続審査の件	

---

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、11番石川秀雄議員及び12番千葉勇治議員を指名いたします。

---

日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第 2、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 全協で説明を受けたんですけども、ちょっと確認したいんですけども、介護保険のですね、ここでいいんですよ、今ね。介護保険ということで、「どうぞ」の声あり）その全協での説明資料の4ページにありますこの一覧の中で、4月から基準額の「.45」を「.375」にしますよという専決だったんですが、これは10月からの場合は消費税が上がった場合には、ここからさらにどれぐらいになるというふうになっているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この改正については、10月以降の消費税増税に伴うもので、年間額で計算しておりますので、今年度はこの率になってございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。和賀直義議員。

8番（和賀直義君） あと、この資料の中に載っていたんですが、第一段階の保険料率は基準額の「.5」の3万7,200円であるため、減額措置総額は463万6,980円となりますと載っているんですが、この「.5」と「.45」、これはなぜこういう値が出てきたんですかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この0.5につきましては、本来の課税税率でありまして、そこから従前第一段階については軽減を図りましょうということで、減額賦課をしていたところでございます。その数値が0.45ということになります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第30号 大郷町森林環境整備基金条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第30号 大郷町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号 大郷町森林環境整備基金条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第31号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第31号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第8、議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 6月5日のこの中で、補正予算の中で、補正予算の中の13ページの物産館費、これの公有財産購入費8,000万円、土地購入費、これは道の駅西側の駐車場のことだと思うんですけども、それに間違いないか。まず1点目。

それで、これに伴って、2点目といたしまして、6月5日、私の一般質問でこの関係で質問した中で、土地の価格、購入価格ではなくて土地の価格ですね、これが1億3,500万、約1億3,500万と積算した。一般的に積算したんだということなんですけれども、これどのようなことで一般的に積算したのか。その根拠というんですかね。根拠を示していただきたいと思います。

3点目といたしまして、同じく駐車場の整備価格といいますか、工事価格、これ合計工事費、町で積算したところ9,400万かかるんだと、それどのような理由で9,400万となったんですかとお聞きしたところ、その[ ]から提出された工事内容の資料をもとにして積算しましたというような答弁ありましたけれども、その根拠となる出していただいた資料の内容というんですかね、正確な内容、提出されたんでしょうから、その内容をどのような内容でこの9,400万と積算したのか、根拠といいますかをお伺いしたいと思います。

そのほかに[ ]が指名停止処分、昨年受けていましたよと、その以前も受けていましたよというようなことで、このような会社信用

できるんですかというような形でお伺いしたところ、参事は、                      
                    の指名停止処分、軽微な違反と思うというような答弁していましたが、  
れども、なぜそう判断したのかお伺いしたいと思います。

あと、もう一点は、これ1月1日時点でその土地の所有者にかかる固定資産税というのがあるはずなんですけれども、これどのような固定資産税関係扱いになるのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君）　まず、答弁願ひます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君）　お答えさせていただきます。

まず、土地購入費ですけれども、これにつきましては、道の駅の西側駐車場の土地購入費でございます。

もう一点でございますが、今回の1億3,500万円の根拠ということでございますが、議員全員協議会の際にもお話ししたところでございますが、あの面積は全部で8,921.05平方メートルでございます。そのうちの基準土地価格、いわゆる鑑定価格に対しましての面積を掛けた数字となっております。宅地の部分と雑種地の部分合計での数字が1億3,500万円ほどとなっておりますのでございます。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願ひます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦　光君）　お答えいたします。

事業者より提供されました数量につきましては、かなり細かい数字になってございますので、後ほど数量につきましては、資料として御提示させていただきますと思います。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願ひます。残間参事。

参事（残間俊典君）　お答えいたします。

昨年の指名停止の件につきましては、ちょっと確認させていただきました。東北地方整備局のほうで3月13日付です。平成30年のですね。指名停止措置をしてございます。概要につきましては、入札情報に関する事前のやりとりがあったということで、入札参加心得に違反する行為を行っていたということでございます。

入札参加心得ということで、指名停止要領ございますけれども、その中で町外なり、県外で指名停止があった場合なんですけれども、法令違反、明らかに法令違反があった場合でその役職員なり従業員が逮捕、または告訴された場合につきましては、全てについて本町においても指名停止処分がかかりますが、この案件については本町では指名停止の要件には該当しないと、宮城県のほうでも同様の扱いになってございます。先



日は一応軽微なものだろうということで、お答えしたものでございます。  
議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

平成30年までは現況の地目が田でございましたので、平成31年1月1日現在は所有者がかわりまして、現況課税ということで現況が全て非住宅用地として評価単価を掛けまして、税額のほうもその評価単価によりまして、100万円弱の税額になったものでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 1番目の1億3,500万、これ一般的に出したんだというような全協でも説明もありましたけれども、一般的に、あの土地そのもの、あの周辺全部がそういうようなことなのか、これどこと比べて一般的にというような形にして積算したのか。ちょっと私には申しわけないですけども理解できません。それをもう一度お願いしたいと思います。

さらに、これ、資料を提出していただけるということなんですけれども、資料提出していただいただけではわからないんです。詳しくここにこのぐらい町ではこのぐらいかかる、このぐらいかかると、そういう試算をしましたと、そういうものを提出していただかないと、この根拠にならないんですよ。さらにこの工務店さんが、どのような工事をして、どのような試算といえますか、どのような金額で工事していったのか、そういうのも全くわからないんですよ。だから比較対照できないんですよ。8,000万円で購入するというふうになっていたようですけども、やはり私たちに提示するのであれば、議会に提示するのであれば、やはりしっかりした比較対照する根拠となるものを提出していただかないと、この議決の場でそれを議決してくださいと言われても、精査のしようがないんですよね。それしっかり出していただけます。両方とも。出してくださいということです。

それと軽微、何を根拠にして軽微というのかちょっと理解できないんですよ。違反は違反なんですから、違反しなければ、刑事事件にならなかったから軽微なんだとか、でも現実問題違反をして処分を食っているんですよ。ここにこうやって、私、資料もちゃんと出しましたけれども、調べたということなんですけれども、どのようにして調べたのかお聞かせいただきたいし、その内容というそのものが業者間で事前に情報を、入札情報に関して事前にやりとりしたと、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、談合までとはいいませんけれどもね、業者間の、そう受けとめられるような内容だと私は理解したんです。これ。

さらに、その前のやつも約9カ月間指名停止されているんですけどもね。これ国道13号線の尾花沢新庄道路のトンネルですよ。これ施工不良でさらに隠蔽工作までしているんですよ。ここに載っているんですよ。ちゃんと。これも調べたんですよ。だから、このような会社の軽微と、大郷町で判断していいんですか。だって、実際施工不良をして、さらに説明を求めたら隠蔽工作までして、要するに資料を作成して、にせの資料を作成して隠蔽工作までした会社さんなんですよ。それを軽微と判断して大丈夫なんですか。大郷町として、県でそういう扱いしていないから大郷町も同じ扱いしますと、それで大丈夫なんですか。それもう一度お願いしますね。

あと、税関係なんですけども、これ約100万円弱。これどのような支払いになるんですか。■■■■がどのような支払いになるのか。町でどうするのか、これ。だって、6月に購入した場合、町のものになるわけでしょう。これどういう扱いになっていくんですか。ちょっと詳しく聞かせてください。この件。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず1点目についてお答えさせていただきます。

ここにつきましては、今1月1日基準の評価額がされてございますが、全員協議会時もお話ししました、そのいわゆる0.7割り戻し価格が、いわゆる鑑定価格ということになってございまして、基準土地価格と設定されるものでございます。基準土地価格、いわゆる鑑定価格の0.7が評価額ということになってございまして、それも近傍のあの辺の土地と同等、同じでございまして、したがって、その金額に面積を掛けたものが1億3,500万円になるものでございます。

議長（石川良彦君） 課長は資料すぐ出せるの。資料なくてもきちっと説明できるの。ただ、それないと理解できないようだけれどもどうなんでしょう。資料あるんだったらすぐに出して説明したほうがわかりやすいと思うんだけど。（「資料についてはあくまであらかじめいただいた数量で町の積算」の声あり）その辺含めてきちっととにかく答弁して。答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、町のほうで詳細な設計はしてございません。事業者のほうよりいただきました数量によりまして、公共単価によりまして工事費を出してございますので、あくまでもいただいた数量での町でやった場合の工事費の積算でございます。



あと、これ向こうから、2番目の9,400万円の根拠ですよ。出された数量だけで町は試算したと、数量じゃなくて工事そのもの、数量もそうかもしれませんけれども、路床工事、このぐらいの量やって、こういう工事でこの値段になったんだと、路盤工事もこういうものを使って、この値段のものを使ってこの数量になって路盤工事もこのぐらい、この工事をやってなったんだと、舗装にしてもそうですよ。量だけの話じゃないですよ。舗装の材料一つにしたって、あれ何種類もあるんですからね。種類によって全く値段違うんですよ。だから、そういう舗装の種類もしっかり出して、この材料を使ってこの材料だと平米幾らになって、どのぐらいやってこの値段になりましたんですよというふうにしたしっかりした根拠というものを出示していただきたいんですよ。それと■■■■も同じなんです。数量だけじゃなくて、このぐらいの工事して、このぐらいで、このぐらい安く提供してあげますからというんだったらまだわかるんですよ。実際私が同じ工事関係者に聞いたところ、しっかり土壌改良して、ならして、駐車場の形にするだけでも2,000万から2,500万で上がるはずですよ。舗装工事あのぐらいの工事をやっても4,000万ぐらいで済むはずですよというふうな業者さんもいるんですよ。だから、しっかりとした根拠というものを出示していただかないと私ら判断できないでしょうというのが、判断できないまま決をとるというんですか。しっかりとしたもの出してください。■■■■の資料もちゃんと計算して、これ幾ら、これ幾ら、これ幾らと金額の入ったものですよ。要するに。工事の内容、根拠というのはそういうことじゃないですか。数量だけが根拠じゃないですよ。だからそういうことなんだよね。8,000万の金ですからね。これ。これ全部公共施設整備基金ですか。貯金取り崩すんですよ。全部。物産館の改修と同じであれも全額そうですから。どんどんどんどん基金減っているんですよ。公共整備基金も。私も計算していますけれども、そういう中でしっかりとした理由を示していただかないと私は判断できません。しっかりとした資料出してください。■■■■の金額の入った資料、工事の、町でしっかりとした金額を入れた数字の資料、それを提出してくださいよ。お願いします。

あと、参事さん、もう過ぎちゃったことだからとか、こういうのはもう規定にないから大丈夫なんだと、でもね、以前大分前の話だからとか、でも実際去年やっているわけだから、これね、たまたま前にもちょっと話ずらしますけれども、バスの件でも違反したのどうだと言ったらたまたまでないのか、3回起きたのなんていう答弁ありましたけれども、た

またまじゃないんですよ。もう常習者と同じなんですよ。もうこうやって何回も続けると。だからこういう会社、さっきの資料の話もそうですけれども、しっかりしたものを出していただいても不信感はどうしてもあるんですよ。だからこそしっかりしたものを出してくださいと私言っているんです。こういう会社信用できるんですか。信用するのか、しないのか、はっきり教えてください。

確認ですけれども、税務関係のほうは、そうしますと、この固定資産税は■■■■が全額支払うということで理解していいんですね。それも教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、基準土地価格につきましては、変わりません。

それで、取引価格につきましては、あくまで先ほどの基準土地価格につきましては、鑑定価格でございますので、取引価格につきましては、それぞれの相対の価格になってきますので、同じ金額とならないと思われれます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 先ほどから申し上げますが、■■■■からは、工種ごとの数量をいただいております。そちらを官積算に置きかえての概算の工事費を算出しております。

いただいた資料には何を使っているかとか、どういった大きさだとか、詳細に書いてございますので、そちらのほうで積算を行って、概算事業費を出したものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、基本的に法令違反があった場合にペナルティーは科します。年間何十社という会社がペナルティーを科されているわけですが、その中であって、その期間を経過したものにつきまして、全て疑ってかかるということはしてございません。あくまでもペナルティーを経過した場合については、ほかの業者と同様の平等な扱いをしてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、1月1日で課税いたしました、

に今年度はお支払いいただくものでございます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長、書類出すことは可能だということですか。

地域整備課長（三浦 光君） こちらのほうで積算いたしました内容等については、御提出いたします。

からいただきました数量によりまして算出してございますので、そちらを提出いたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今の施設工事のやつなのですが、町長に一つ聞きたいんですが、8,000万円で駐車場を購入した場合、今の段階でイベント等あるときしか使用しないような状況にあると思うんです。それで、購入した場合にもっと年間的にイベントを何回かやるような計画があるのかどうか。まずそのことを1点お聞きしたいと思います。

それから、保育と幼稚園のほうで、トイレ増築で合わせて4,000万円ほど上がっているのですが、これ前にもトイレの改修等々あったのですが、なぜその時点でトイレが足りなくなって増築しないとだめだというのがわからなかったのか。何で今回こう上がってきたのか。これは保育園のほうから要請があって上がってきたのか。その辺の内容を詳しく教えてほしいのですが。

以上です。

議長（石川良彦君） 初めに、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） あの場所については、大郷町の中心市街地として今後あの地域を中心にして町のさまざまな催し物、隣にはフラップがある、向かい側にはB&Gがあり、文化会館があり、いろんな町の催し物するたびに今まであの駐車場がないためにいろんな御不便をかけてきたりしていたと、それからあの向かいの郷郷ランド、あれも最近大分お客さんが来ている。今回の購入に当たって、あの地域の地価が、今後道の駅あの界隈の発展によって地価の高騰が考えられる。今、駐車場として完成し、坪2万9,600円の坪単価であると、これが町で購入しないで借りたとすれば、恐らくこの8,000万円をベースにして賃貸借をしていくということになりますと、年七、八百万の賃貸料がかかると、10年借りてももうこのぐらいの価格になってしまうと、今ここで購入したほうが将来にこの土地が大いに多目的に利用できると、今は駐車場ですけれども、将来もっともっとあの辺が大郷町の中心市街地としての機能を果たすためには、駐車場から何かにもた変わっていくかもしれません。その辺はその時期

にならなければわかりませんが、私の今想像するに当たっては、仕上がった、完成した駐車場として使える。白線も皆引かれているあの駐車場が坪2万9,600円で購入できるということは、私は決して高い買い物ではないというふうに思います。我々常に執行者としての考え方、常に町民の利益になるか、ならないか、何をやるにもまずそこから始まります。今回の場合も時間的にどうしても間に合わない。間に合わなくても間に合わせる方法がないのかということで、合法的に、法的に許される範囲で仕事をやったと、こういうことです。何ら恥じることは一つもない。私はそう自信を持って今回借りるより購入したほうが安いと、こういう判断に立ったものですから、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

今後あの土地は大いに役に立たなければならない土地ですから、御理解をいただきたいと思います。

活用方法については、今申し上げたように、あの駐車場がいろんなイベントによって使われることは間違いございませんので、地域振興公社もこれからどういうイベントを毎月打っていくかによって目的の売り上げに結びつけていくと、こういうことですから、どうぞ皆さんも御利用になっていただきたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

今回、トイレの改修に当たっては、当初予算と補正予算に計上させていただいたものでございます。当初予算のトイレの改修については、既設のトイレについて改修を行うということで計上させてもらったものです。今回の6月補正については、平成30年度に3月までの部分で設計を委託し、その設計に基づいた増築分、新たにトイレの増築分の数量が積算されましたので、それを踏まえて今回6月補正に計上させていただいたものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） まず、増築に関して、前にはそういう増築しなければならないよという話は一言もなかったように思うんですが、改修の話は前には聞いていたのですが、この増築の話は全然聞いていなくて、今回上がってきたように思うんですが、また、町で例えば増築してしまうと町で全額という形になるんじゃないかなと、民間移行後、増築なりをやった場合、多少の、多少というか、国からの補助なり県の補助というのが使えるじゃないかと思うんですが、その辺はどうなっているのか。

あと、もう一つ。町長今ぜひ使ってけると、買ったなら、その辺地域振興公社だけじゃなくて、何かの機会にあったら話に乗っていただけるように、そういう方向でお願いしたいなと思うんですが。最後に町長の一言を。

議長（石川良彦君）　まず初めに、町長。

町長（田中 学君）　今もあそこの海洋センターに公民連携室も設置しました。いろんな民間の皆さんが常に出入りしているようです。今後、民活を導入して大郷町を発展させようとしているこのときですから、いろんな形で御利用していただいて、町の地域経済の発展に寄与していくというものでございます。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君）　お答えします。

トイレの増築、新たにつくる部分につきましては、平成30年度の予算の中で計上させてもらったものでございまして、そのときにトイレの増築のための設計費計上という部分で御説明させていただいたように記憶しているところでございます。

あと、熱海議員がおっしゃったとおり、補助制度的な部分については、今後建物については無償譲渡ということで考えておりますが、今の補助金の制度上、町所有、公営の部分での運営については、補助の制度が割りがいいといえますか、の部分が少なくて、民間移管後につきましては、大規模改修の部分で国が2分の1とか、そういう部分でございますので、民間移管後で大規模な改修があれば、そういう部分を使っただいて、民間のほうで改修をしていただきたいと思っているところでございます。

議長（石川良彦君）　熱海文義議員。

4番（熱海文義君）　その今、課長が言ったように、民間後になれば、国の補助なり、県の補助、国2分の1、県4分の1とかというのがあるので、何で今こう急いでトイレを増築しなければならないのか。入園する子供たちのためといえばそれまでなのですが、それにしても全部が全部、無償譲渡を考えているということなのだけれども、これもうすっかり完璧にした状況で民間に譲渡するという形にとらないとだめなのですか。そこがちょっと腑に落ちないところ。

それから、まだ民間のほうで3月まで時間あるので、それ以降にここが足りない、あそこが足りないということで、また町にお願いされれば、全部それも町でやってあげないとだめなのかどうか。その辺もちょっとお聞きしたいのですが。



議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

今回のトイレの増築につきましては、4月以降の認定こども園で3歳児保育も見据えた上での施設のゾーニングの関係で、そこにトイレが必要だと、そういう部分も踏まえて今後想定される認定こども園の県での審査に必要な施設ということで、来年の3月までに整備をさせていただくものでございます。

なお、整備箇所につきましては、運営法人と今回に至るまで協議を重ねながら、この部分は開設までに整備をするという部分での話し合いにのっとったものでございますので、今後追加でここという部分については考えられないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 11ページの社会福祉総務費のプレミアム付き商品券事業システム導入業務、あと対応業務で933万円計上されているのですが、3月の定例会のときにプレミアム付きのこの事業で事務費として84万円補正で通っているのですけれども、その辺の兼ね合いがちょっとよくわからないのですけれどもね、今回はシステム改修部分の金額と、あとそれから事業対応業務をどこかに委託するのだと思うんですけれども、この業務というのはどういう業務なのか、その中身と、それを教えていただきたいなということと、あと、それから12ページの児童福祉費の子ども子育て支援システム改修業務で693万円計上されていますが、これは多分、幼児教育の無償化ということで、3ないし5歳児の保育料と幼稚園のあれが無償化になると思うんですけれども、この内容、概況でいいのですけれども、この内容と、あと私が気にしているのは、大郷町の場合、来年は認定こども園ということで、1号認定と2号認定の共通時間帯は一緒にやりますよと、2号認定の保育時間に関しては多分夕方まで仕事としてあると思うんですけれども、この幼児教育無償化になった場合に、2号認定の共同の時間帯から外れた保育時間、それも無償になるのですかということは今気にしているのです、ちょっとこの辺に関して教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、プレミアム付き商品券の件でございますが、平成30年度に事務費分ということで83万9,000円あったわけなのですけれども、これも含めまして今年度の事務費ということで、3款1項1目社会福祉総務費の

うち需用費、役務費、委託料、こちらがプレミアム付き商品券に係る事務費でございます。その中で13節委託料につきましては、まず商品券の事業を行う上でシステムを導入すると、対象者抽出から商品券発行管理まで行うシステムを予定しております。

また、プレミアム付き商品券の販売、集計等々の事務的なところ、繁忙期につき人材派遣を想定しているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

まず、3款の民生費の委託料のほうですが、693万円につきましては、議員がおっしゃったとおり、児童教育の無償化に伴うシステムの改修費でございます。

この無償化につきましては、ことしの10月1日から実施されるわけですが、3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園など、あと0から2歳の全てにつきまして無償化となるものでございます。0から2歳につきましては住民税の非課税世帯、3歳から5歳児につきましては全ての方の利用料が無償化となるものでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今ちょっと理解できなかったもので、プレミアム付き商品券の対応業務という、人材派遣と言ったのですけれども、これ人材派遣会社に頼むということなのですか。その点と、あと、この子ども子育て支援システムで3歳から5歳無料になるよと、そして要するに2号認定ですね。2号認定の1号認定からはみ出た部分の時間帯ね、その辺も無償になるということなのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

あくまでも繁忙期、受け付け業務とか、そういったところが集中する時期において人材派遣会社から人を受け入れてやってもらうということを想定しております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

詳細につきましては、先月の末に国のほうで説明会がありまして、県の担当のほうはその説明会に参加しております。詳細はその県のほうからその説明会をもとに町のほうに流れてくると思われれますが、先ほど議員さんが御指摘いただいた部分については、基本無償化になるものと見

込んでおります。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかに。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） まず、先ほどから出ている駐車場の件なのですが、プレオープン時点ではあの駐車場に大型車が入りませんよという話だったのですが、町で買い上げた後もそういう状況でいくのか、その辺お伺いします。

あと、県道から道の駅に入る信号のところの乗り入れなのですが、今の状態ですと、何かわかりにくいし、曲がっているというか、変な形をしているもので、あの辺の改修も考えなくてはならないのではないかと思うんですけども、そういう考え、それについてどうお考えなのかお伺いします。

あと、今回の補正で時間外手当というのが約400万弱になるのですが、この内容について、どのような業務で時間外が発生したのかお伺いしたいと思います。

それから、総務費の財産管理の中で樹木伐採業務あります。これはどこの場所を伐採するのかお伺いします。

あと、防火水槽（「ページ数指摘」の声あり）ページ数は13ページ、消防費、防火水槽が寄附されたので測量設計しますよということなのですが、この場所をお伺いします。

あと、14ページの教育費の公民館費、この中で環境整備事業費補助、これは分館の修繕費5カ所分という話があったのですが、どこと、どこの分館で、その内容お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。農政商工課長。（「駐車に関する」の声あり）入り口。それももらいますから、まず初めに農政商工課長。地域整備課でいいの。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） まず、大型車の件でございますが、あの駐車場に入ります側溝につきましては、町道の一部の側溝という位置づけでございます。あの側溝につきましては、大型車の侵入には対応していない構造となっておりますので、今乗用車だけという対応でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 町長、それも含んで入り口の整備。町長。

町長（田中 学君） すみません、関連して申し上げさせていただきたいのですが、あそこは道の駅の一角になっているもので、大型車両を駐車可能にしてしまうと、恐らく今でさえトレーラーが後ろだけ置いて頭だけ走

っていったって、そういう状況が恐らくあれを開放するということになりま  
すと、大型車両がどんどん入って、日常的に駐車されるということは、  
いろんな面で不都合が多いと、今の状態で大型車両についてはお願いし  
てまいりたいというふうに思っておりますので、今構造的なものも地域  
整備課長が申し上げたとおりであります。当分県道からの取りつけにつ  
いてはまだございませんので、今後どういうふうに変わっていくかわか  
りませんが、今の段階では大型車両は駐車をさせない考えであります。  
（「入り口の改修は」「今のところ考えていないという」の声あり）今の  
段階では考えていないということであります。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、時間外勤務手当の件でございますが、今回機  
構改革によりまして、まちづくり政策課の部門、いわゆる今まで企画財  
政課で所管していた部門のうち、企画、都市計画等につきまして、まち  
づくり政策課のほうに機構改革で移管したものでして、その部分で業務  
量もそちらのほうが増えてございますので、それらの増並びにプレミア  
ム付き商品券の発行事務の関係の時間外勤務並びに子ども子育て支援、  
認定こども園の開園に向けました諸手続等の事務が増となってございま  
すので、その関係で時間外勤務手当が今回増額補正をさせていただいた  
ところでございます。

続きまして、2点目の財産管理費のことございまして、樹木伐採業  
務、これにつきましては、大松沢の吉ヶ沢地区、いわゆる石撫ため池の  
奥のほうの町有林がございまして、田植えした後に木が倒れてきたと、  
それで田植えしてすぐに倒れたものですから、その田んぼに影響する部  
分につきましては、我々の手で伐採をしたところでございますが、その  
奥の部分、倒れかけている部分が大分ございましたので、それについま  
しては業者さんのほうにお願いするという形で今回予算を、補正を計上  
したものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

13ページの消防費の測量設計業務を行う防火水槽の場所につきましては  
は、中村字谷地際山地内の、場所は旧歯科診療所の隣といいますか、旧  
歯科診療所のほうから東沢団地のほうに入っていく進入路の途中にある  
法人が所有している土地でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） それでは、お答えいたします。

今回補正で計上しておりますのは、まず川内の分館でございまして、こちらは分館敷地の板柵、土留めの工事でございます。もう一つが東成田分館になりまして、こちらはエアコンの設置でございます。それから、土橋分館でございまして、こちらは屋根の塗装、雨どいの交換、波板の交換でございます。もう一つは上村分館で屋根、それから壁の塗装、水抜き栓の交換でございます。最後が江戸沢分館で、こちらは大会議室の床の修繕、それから小会議室の畳の交換、エアコンの設置でございます。

なお、これまで分館建物の修繕につきましては、町のほうで施工しまして、地区に4割ほどの負担をしていただいておりますけれども、今回地区の要望もございまして、地区のほうで施工して、町のほうで半分を補助するという内容になりまして、エアコン設置もこれまでは補助対象外でしたが、今回補助対象になったということで、要望のあったものでございます。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時41分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 駐車場の大型乗り入れの件なのですが、確かに大型車トレーラー、けっだけ置いて頭で行くのは大変迷惑なことかと思いますが、大型、トラックだけでなくバスも大型というと思うんですが、その辺のことを考えて、例えば修学旅行のバスが20台ぐらいたったとこも今のままではとまる場所がないと、20台はちょっとオーバーにしても、そういうときは向こうに入ってもらわなくてはならないときがあると思うんですが、そういうのを考えた場合、私は大型が入れるような形にしておかなければいけないと思うんですが、今のあの状態では、あの施工状態で大型が入れないというものなのか、それとも今のあれで大型は入れますよと、そういう事情だから大型は入れませんよというんだか、その辺どういう話なのかお聞きしたいと思います。

あと、入り口の信号の場所の件なのですが、道の駅だから云々という説明だったんですが、どうも私理解できないもので、もう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

あと、時間外なのですが、時間外、職員の方々がそうやって働いても

らっていることには大変感謝しなくてはならないと思うんですが、ただ、町長いわくコンパクト運営云々に関した場合、そうやってコンパクト化にした弊害で時間外になっているのではないのかなと憶測するのですが、そういうことに関してないものなのか。純粹に忙しくて時間外だったのだよというのだから、その辺のところ、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

あと、樹木の伐採、山から木が倒れたというので、土砂崩れとか町有地が流れてきたとか、そういう状態なのか、それとも単に木が倒れてきたと、どれぐらい倒れてきてそういう状態になっているのか、その辺も詳しくお聞きしたいと思います。

あと、分館の関係です。先ほど、何だ、ことしからエアコンもよくなったのかという話、今控え室でもしていたのですが、その辺さかのぼって、仕方がない、さかのぼって面倒みてやるかというような考えはないものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

駐車場の舗装構成につきましては、現在の舗装構成が表層5センチ、路盤20センチでございます。強度につきまして確認いたしましたが、大型車両が入っても全く問題ないような地盤の力が出ているものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） あと信号機どうのこうのと言ったのは誰。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

信号の場所の取りつけに関しましては、何度となく形が変わっています。駐車場の兼ね合いで。今回西側に駐車場を新たに設けたことによりまして、また利用形態によりまして信号機のあり方についても、あり方というか、場所とか、そういったものについても今後もっといい方法はないかということで検討すべき内容とは考えてございますが、現在は、今後の駐車場等の利用の形態を見ながら検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に、総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、時間外についての御質問についてお答えさせていただきます。

職員数につきましては、ここ数年横ばいの人数でございますので、町長の申し上げているコンパクト運営の弊害による時間外の増加ではございません。今後とも職員の心身の健康が大事であると考えてございます。

ので、大郷町の働き方改革を進めて、なるべく定時で帰れるような職場づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 樹木伐採業務についてお答えいたします。

場所は先ほどお話ししたとおりでございますが、樹木が大分伸びまして、それで折れた部分が大分結構ありました。それで、先ほどお話ししましたが、職員で田んぼの部分については、支障の部分は伐採をしたところでございますが、どうしてももとの部分から切っていくとますます倒れる可能性がございますので、その部分ということでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

施工は4月からだということになっておりますので、その前のものというものは該当にならないというふうに考えております。

ただし、10万円以上の物の修繕であれば該当にはなりますので、今後の修繕ということであれば、対象になるのではないかと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 駐車場、大型も入れる駐車場だということでございます。先ほど側溝の問題があると課長からの話でございましたが、やはり大型も入れるような体制にしておかなくては、私はだめだと思いますので、側溝も含めてこれからなるべく入れられるような体制にしていっていただければなと思います。

あと、信号、入り口の件なのですが、あそこ私信号から入るたびに変なカーブして入っていかなければならない。県道から入るとね。あの辺何か車がとまっていれば大体場所わかるから行けるのですけれども、対向車が一緒にこっちが入る、向こうから出てくるとなると、何かセンターラインがとてもわかりづらいような状態であると私は思っております。町長なり、あるいは課長なりも1回、1回と言わずあそこ何回も通って見て、事故が起きてからでは遅いのでございますので、その辺の改修は私としてはぜひ望みたいと思いますので、その考えをもう一度お伺いしておきたいと、そのように思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大型駐車についてももう少し考え方を申し上げたいと思うんですが、あそこは道の駅でございます。大型車両が駐車可能だということにしてしまうと何かイベントの際、大型車両がとまっている。どけ

てくださいというわけにいきません。それで、今、今の大型車両が駐車できるあのスペース、あそこに大型トラックとか、バスなどが駐車していただいておりますので、こっちの新しい駐車場に駐車可能というふうになればいろんな意味で支障を来すと、こういうことでありますので、今の段階ではあの信号から入ってあの奥のほうに例えば大型が入るということになれば、大変な車両が混雑するおそれもあるということで、安全面からしても決していい内容ではないと、県道との取りつけ、まだ占用許可もとっていませんので、これから購入した場合、いろんな県道との取りつけの問題も議論されるものというふうに思いますので、今後可能な限り努力はしてまいります、今の段階では大型車両を駐車させないほうが、安全が確保されるというふうに私は思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。1番赤間茂幸議員。

1番（赤間茂幸君） 12ページの農林水産業費8目の開発センター管理費の中の617万9,000円、施設等補修工事とありますが、この補修工事、どういう内容なのか御説明をお願いします。

あと、14ページの学校給食費、教育費の学校給食費、施設設備改修工事216万5,000円、多分1回聞いているかとは思いますが、もう一度説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

開発センターの修繕工事の件でございますが、こちらにつきましては玄関ロビーの修繕工事、それから空調設備の工事ということで、玄関ロビーについては開発センターの正面の部分でございます。空調設備につきましては中にある事務室、情報通信室、こちらの2カ所の空調、エアコンの更新の工事ということになります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えいたします。

今回の給食センターの改修工事につきましては、給食センター1階のボイラー室の蒸気系ボイラーの循環水、ボイラーを回すと例えば熱が100%あった場合あった場合に、実際100%使われることなく、水滴等としてその蒸気を回収する設備があるのですが、それをホットウェルタンクというんですけれども、そのホットウェルタンクが腐食により修繕が必要なことから今回予算を計上させていただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。



1 番（赤間茂幸君） 空調設備等の取り付け等と言っていますが、中に機材等ありますよね。調理関係とか、あとは何かうどんを打つ機械とか、この間ちょっと広報でそのうどんの機械を見てきたのですけれども、大分年数が経ってしまして、20年ぐらい何か経っていると聞いているのですけれども、そういう機材がちょっと安全面に欠けるんじゃないかなと感じてきたのですけれども、その辺どのようにお考えですか。

議長（石川良彦君） それだけでいいですか。

1 番（赤間茂幸君） はい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今回につきましては、玄関ロビー、それから事務室ということでの修繕ということになります。そちらの調理室の関係の機材につきましては、現在のところ、特別、公社のほうから報告のほうはないということになりますので、なお確認の上、必要であれば協議の上、検討したいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

1 番（赤間茂幸君） あと、開発センターなんか大分建ってから年数が経っているかと思うんですね。それで、屋根なんか大分経って、どのように町のほうで考えているのか。改修とか、補修とか、大分二十何年ぐらい経っているのか、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

町で制定しました公共施設の整備計画の中の個別計画の中に計画がございますが、屋根の塗装なりの改修工事につきましては、今後実施していく予定で計画書の中には入っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、12ページのミストファンの賃借料ということで、たかが5万1,000円計上されているのですが、熱中症対策ということであったのですが、関連してお聞きしたいことは、その後このエアコン設置についてどのように進んでいるのか。夏休み前までに終わるのかどうか、その辺の状況について、このミストファン賃借料に絡んでお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） これ、予防費なのですけど。予防費。

12番（千葉勇治君） 予防費けれども、だから関連して、いわゆる予防費で

出てくるんだけどもいらないわけだから、あえてお聞いているからいるのかなということでお聞きしたいのです。

議長（石川良彦君） 学校の施設整備費でも関連して聞いていただければと思って。続けてください。

12番（千葉勇治君） 次、開発センター、12ページの開発センターについての、確かにまちづくりの今後の町の大きな面ということで、開発センターの一角を整備してやっていくということはわかるのですが、どのような整備をしていくのか、その辺についてももう少し全協のとき具体的な説明あってもよかったのかなと思うのですが、その辺の内容について改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、13ページの物産館費に関係してですが、まず1つは委託料ということで、この土地の境界確定測量業務というのがあるのですが、既に個人から民間が買った段階で境界の確定をされているのかと思うんですが、ここで言っている登記の境界確定測量業務というのは何なのかあわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、土地購入費の8,000万円についてでございますが、先ほどの大友議員の一般質問で9,400万円かかると、実際この見積もりですね。今、説明受けまして、資料見ておるのですが、工事の中でも例えば工事費が7,000万円と、7,029万円、あるいは測量設計費が1,123万3,000円と、それに用地費の1,200万円、約50万足されて9,400万円という数字はわかる、わかるというか、無理無理、理解はするわけですが、一方でこれを8,000円で、町で買うということは、業者さんから言わせれば9,400万円もかけて8,000万円ということは、1,400万円も町に大サービスをするということで、単純に見た場合には1,400万円を赤字にしても町に売るということになるのですが、その辺の流れについてちょっと確認しておきたいのですが、そもそもこの8,000万円という価格はどちらが算定したのか。町から出したのか、売る側が、いわゆる柿崎さんから示されたのか、その辺についてまずお聞きしておきたいと思います。

それから、今回、中村の地権者から1,240万円何がし、48万9,000円ですか、で買っているわけですが、この購入に対していわゆる購入された方、個人の方に最終的には譲渡所得をとられた場合に手取りで幾ら、割合で幾らぐらいになるのか、住民税も含めてですね。いわゆる土地を売ったことによって、そこのうちにかかる費用がおのずからそれを引いた分が残るということで、140万円を反当当たり買ったという話でしたが、では手に残るのは140万円ではないと思うので、この1,200万何がしから

最終的に幾ら残るのか。

それから、今回 [REDACTED] から8,000万円でもし買った場合に、柿崎工務所は幾ら譲渡税としてかかるのか。譲渡所得税ですか。その辺の内容についてお聞きしておきたいと思います。私は安く買って高く売るといふのがある程度理解するのですが、高くいわゆる業者が高く工事費をかけて、それを損して町に売るといふのはどのように理解したらいいのか、何かその逆もあまり差があればおかしいのですが、ちょっとその差額が大きすぎるという感じを受けるのですが、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

差し当たってそのことでお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

エアコンの設置については、つい今、小・中学校実施しているところでございます。

竣工につきましては、9月末の部分での工期になっておりますが、今業者と打ち合わせさせてもらっている中で、2学期、8月の後半の2学期開始前までには試験運転等も含めた形で子供たちに環境の整備を図っていければなと感じているところでございます。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

開発センターの修繕工事の具体的な内容ということになりますが、玄関ロビーの修繕工事につきましては、塗装工事ということで、窓枠の塗装、それから空調室、こちらの自動ドア、自動ドアの塗装、それから柱、アプローチ部分に柱ございますけれども、2本、そちらのはかまの部分の色ついている部分ですね。そちらの塗装ということで塗装工事です。

それから、補修工事ということで、事務室、こちらの床が若干抜けているような状況もございますので、そちらの工事。

それから、雑工事としまして雨樋、ちょうどエントランス部分の雨樋ですけれども、そちらにあるステンレスの集水器、こちらの更新。

それから、空調設備につきましては、先ほど事務室と情報通信室ということでお話をさせていただきましたが、こちらツインエアコンのものを2セット、それぞれ1セットということで2部屋分です。それに伴いまして、天井のジブトーンの脱着であったり、既存のエアコンの撤去であったりといった内容になってございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 物産館費の土地境界確定測量業務でございますが、これにつきましては、官民の境界を明確にするために行うものでございまして、最終的にいわゆる標柱の設置までを含んでおるものでございます。

購入に当たりましての8,000万円の算定の方法ということで、これにつきましては全員協議会ででもお話ししたところでございますが、4月26日に■■■■と町とで協議をさせていただきました。その際にいろいろお互いに協議をした中で、いわゆる駐車場敷きであります宅地の部分が5,098平米ございまして、そのいわゆる鑑定価格、基準土地価格が8,300万円ほどでございました。それで、その端数を切ってというとおかしいですけれども、改めまして8,000万円はどうだということでその合意をしたものでございまして、今回それで予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） どっちから提示したって、8,000万円の数字はどっちから提示されたのか。

財政課長（熊谷有司君） それはお互いのやりとりの中で8,000万円ということでございますので、それはお互いに協議の中で8,300万円からそれぞれやりとりの中で、8,000万円でございますかということで協議をしたところでございました。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

最初に個人の■■■■が■■■■のほうに土地を売られた際の、長期になるかと思うのですけれども、長期の譲渡価格なのですが、税率のほうは長期ですと15%、それに復興特別所得税が2.1%加わりまして、税率のほうは17.1%となります。今回1,250万円を譲渡価格として計算いたしますと、1,760万円の税額になったのではないかと思います。■■■■が……、「1250万円で1,760万円かかるってどういうこと」「176万円でないの」の声あり）ごめんなさい。すみません。176万円です。すみません。

それで、今度民間の会社の方が町に売った場合なのですが、譲渡価格としての8,000万円はわかりますけれども、私どものほうでそれ以外の造成費等、そういった幾ら造成にかかったかというのはわかりませんので、税率のみをお伝えできるかと思うのですけれども、法人が町に売った場合なのですが、税率としては短期譲渡で33.2%の税率となります。今回

の場合、その造成費等はわかりかねますので、単純に8,000万円の譲渡価格でもって計算いたしますと、265万6,000円ほどではないかと試算されます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 8,000万円の、私39.6%かな、住民税は9%ぐらい掛かって、39%かと思うのですが、それでも例えば30%にしたって8,000万円ですと265万円ね。これが……、2,600万円でしょう。8,000万で売って2,650万円取られるわけだっちゃん。そうすると、XXXXXXXXXXには8,000万円マイナス2,650万円ということで手取りが5,400万円ぐらいですか。残ると、そういう計算でいいのですよね。税務課長。そういう中で、その違い後から説明受けて私の計算が大体間違っているからいいんです。後から説明受けますが、いわゆる考え方としていわゆるXXXXXXXXXXが8,000万円を買ってもそういう税金を引くとさらに町の公共事業の単価で見ると9,400万円かかるにもかかわらず、8,000万円入らないわけですから、7,000万円入ったとしてもさらにその差額が出てくると、そういう状況になった場合にこのことについて答えもらっていなかったけれども、この差額というのがどのように協議した中で埋まったのですか。8,000万になったわけですか。どうもそこについては、一般人としては納得できないところがあるのですが、これが「官民の力」というのですか。町長。「官民の力」語ってもね、これではあまりにも民にかえって負担かけることになるんじゃないですか。ちょっとその辺について多分そんなことはないと思うので、町長は何かその辺の実態を正直なところお聞きしたいんです。

議長（石川良彦君） まず初めに、税務課長。

税務課長（武藤弘子君） 先ほど肝心なこと申し上げなかったのですけれども、個人が売買した場合は、所得税は分離課税になるのですが、法人が売買した場合は、総合課税になりますので、そこが個人が売った場合と法人が売った場合と大きく違うところがございますので、法人の場合は先ほどの税額でもって土地の売買の譲渡価格とか出てきますけれども、あくまでの法人のほかの業績とか全部絡んでの総合課税になりますので、この金額でもって8,000万円の残った分が全部もうかったとか、そういうことではありません。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員ね、私が、相手のXXXXXXXXXXが損したのか、もうかったの

か、そんなこと私なんか全然関係ございません。ただ、町で■■■■から出された積算資料をはじいていくと公共ではこれぐらいかかるよと、■■■■ではそれにこだわらず、全て込み込みで8,000万円ならどうですかという話がお互いにテーブルで八千何百万あったんだな。8,000万円ぐらいにちょうどにならないのかという話になって、では町にここまで協力したのだからやりましょうということで何もそれ以上のこと何もないです。損したのか、得したのかわかりません。ただ、町でやった場合、9,400万円かかる。それが8,000万円で手に入れることができる。ただそれだけのことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと課長にお聞きしたいのですが、さきの全員協議会でこのこと価格的に説明を求めたところ、具体的な説明なかったわけですね。その間、今日までの間に計算したのかわかりませんが、机上の中での算定は出てくると思うのですが、やはりその現物を今回買うわけですから、机上といわゆるこの示された設計の中で果たしてどのような工事されたのか、部分的に確認するような作業、当然あってしかりだと思ってしまうのですが、それなく立派な計画書どおりに果たしてやられたかどうか、その辺の確認なくして9,400万円かかりました。あるいは工事費が7,000万円かかりました。この辺について確認もしないで大まかな状況でもいいのですがね。厚さなり、材料なり、その辺についての調査はどうしても私は必要不可欠なものだと思うのですが、その辺は確認されておるんですか。概算でも結構ですから、何カ所か見ましたか。見た跡もないようですが。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

民間の工事でございますので、施工中につきましては、確認は行ってございません。業者のほうから使った材料等の承諾書は提出していただいております。

あと、私個人的には現場に行つて確認はしてございます。それは役場職員という形ではなくて、あの辺を回つた中での確認はしてございます。ただ、現地に行つて舗装に穴をあけて厚さを確認したとか、そういうものはございません。あくまでも業者から提出いただいた施工状況の写真によりまして厚さ等、そういったものを確認してございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。大友三男議員。

2番（大友三男君） 議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）に対して反対の立場で討論いたします。

田中町政になって昨年度、今年度と当初予算編成に当たり、町長の施政方針として現在の行政サービスを維持し、持続的なまちづくりを推進するため、財政調整基金を初め、各基金の取り崩しによる財源補填が必至の状態、必然的に基金が枯渇し、大幅な財源不足が予想され、今後事業実施に当たっては費用対効果を検証し、歳出縮減に努めると2年続けて基金の繰り入れや町債に頼らざるを得ない財政状況で、財政改善を行う必要があるとの施政方針演説を行っています。

さらに、今議会でも町政報告の中で、財政健全化に一層取り組むとも発言していながら、一般会計に関する基金残高は前年比1億円、約1億円以上減少し、地方債に至っては約8,600万円ふえている状況です。このような状況下で、議案第32号 一般会計補正予算の主なものは、道の駅西側駐車場購入費8,000万円、認定こども園施設改修工事費1,082万4,000円などは、公共施設整備基金を取り崩して財源にしています。公共施設整備基金は、平成29年度と比べ、平成31年度3月末の残高が7,400万円も減少しているなど、その他の財源も財政調整基金の取り崩しで行っており、一向に行政改革に取り組んでいるとは認められず、特に道の駅西側駐車場購入に関しては、5月21日の議員全員協議会の中で昨年議会に対し公社が駐車場を借りると説明していた以前に [REDACTED] に対し、町が買わないときは公社に買わせると [REDACTED] に対して大郷町の最高執行権者として町が購入することを前提に話をしていたと受けとめられるような答弁を町長がしています。このような議会を軽視した進め方は、議員として到底認めることはできません。さらに、町長の言葉を借りれば、曇りのあるように思われるような不透明な駐車場購入は、町民の代弁者として到底認めることはできません。

以上の理由から、議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）に対して反対討論といたします。

以上で終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。9番高橋重信議員。

9 番（高橋重信君） 議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）案に対して賛成の立場で討論いたします。

公有財産購入について、平成30年1月 [REDACTED] との業務提携を行い、道の駅リニューアルに伴い、より広い駐車場が必要であるとの要望があり、工期等を勘案して、西側駐車場を民間主導により建設となった。今回、道の駅おおさとの西側駐車場取得に関して、面積は8,921平米、2,703坪、購入費は8,000万円。8,000万円の予算は、町民感情としては高額であるが、面積換算とすると坪単価約3万未満である。当該土地の相場を考慮すると、安価である。したがって、本予算案に対して賛成するものであります。

道の駅が文化と情報の発信基地となり、町民が集い、喜んでいただける施設になることが一番であると、それが公社の使命であります。6月の新体制においてしっかりと運営を行っていただきたい。

以上で賛成討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私は、議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）に反対する立場で討論いたしたいと思います。

今回の補正予算については、生活に密着なものも大分ありまして、いろいろ評価するものもあります。ただ、この1点。私は、今回の道の駅の西側駐車場の購入に当たりまして、どうも執行部の姿勢について、いまいち、私なりに理解できないところが多々あります。その中の特に一つとして、業者の見積もりによった算定によりますと、9,400万円かかると、にもかかわらずいろいろ協議した結果、8,000万円で町が買うということでございますが、業者が9,400万かかったと、かかることを出している中で、果たしてその9,400万円の工事が設計どおりされているかどうか、町が今回はお客として物を買うわけですから、その物の評価をする立場にあるわけで、その評価する立場にあって、ただ設計書を出されたから、それに基づいて民間がやったものだから云々ということで、直接的にその確認をする作業をしていないというのが大きな私は今回反対する立場の討論の一つでございます。

やはり（「業者が出したんでないだ。町の試算だ」の声あり）8,400万円で買うというこのことについては、（「そんなうそ言うなよ」の声あり）8,400万円で町が今回提案している金額は8,400万円でございます。ですから、8,000万円で私は議論を深めたいと思います。この8,000万円につ



いて、どのような形で9,400万円の工事がかかったものが、8,000万円に下げて売るといふふうになるのか、その辺についてはもっと町がしっかりとした調査があって、それが議会に報告され、今回の提案になるのが常だと思います。ところが、さきに開かれた全員協議会でもその金額については、民間から設計書をもらっているが、何も具体的な数字は入れていないということで、全然明らかにされておりました。きょう初めてその金額が示されたもので、そういう点ではまだまだこの内容を検討するには時間が必要だと思います。そういう点で、ちょっと8,000万円を買うのには早過ぎるという判断から反対討論します。

よろしく御賛同をお願いしたいと思います。終わります。

議長（石川良彦君） 千葉議員に申し上げます。

9400万円の根拠、根拠というか、出した側は業者でないということでありますので、その辺は訂正してください。

12番（千葉勇治君） その辺は訂正しますが、9,400万円、町が出したということで、町が出せば出すほど町の単価が果たして妥当かどうかもあります。今までそれが公共事業の感覚でいつも町は落札価格が高いということで、私たちの価格が高過ぎるということで、いつもそれを下げているのが実態でございますから、最高レベルの中で単価表をとるといふこともいかなものかと思えます。以上です。よろしくお願ひします。（「町民に負担かければよいということか」の声あり）

議長（石川良彦君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、賛成討論の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第33号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第9、議案第33号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のシステム改修ということで、ページ数は24ページ、国保システム改修業務とありますが、減免に係るものということでございましたが、改めてこの改修内容について具体的な説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

今回の国保システム改修につきましては、旧被保険者に係るもののシステム改修でございます。このシステム改修のもとになります。背景でございますが、75歳になりますと国保や社会保険などから後期高齢者制度のほうに移動するようになりますが、そのとき扶養されていた方などが国保に入ることになりまして、新たに国保税を負担することになってしまいます。そうしますと、後期と国保の2つをその世帯で負担することになりますので、その激変緩和措置といたしまして、国保税の軽減措置が講じられておりますが、その減免の期間を最大2年とすることとなりました。そのための国保のシステムの改修に係るものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このシステム改修については、宮城県が一律で行うということで理解していいのか。それとも町が何らかのそこにはシステム料独自の考えが持たれるのか、その辺について、国庫支出金100%になっておりますが、考え方としては、これは町の考えが何らかの反映される内容に理解していいんですか。それとも一般的に国・県からの指導どおりだと理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 今回のものにつきましては、国のものになりますので、全国一律のものになっております。そのために全額国費のほうからの補助ということになります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第33号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第10 議案第34号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第10、議案第34号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第34号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第11 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

議長（石川良彦君） 次に日程第11、請願第1号 国に対し「消費税増税中止

を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

ここで総務産業常任委員会に付託されました請願第1号について、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長佐藤千加雄議員。

総務産業常任委員長（佐藤千加雄君） 報告いたします。

令和元年6月7日

大郷町議会議長 石川良彦 殿  
総務産業常任委員会  
委員長 佐藤千加雄  
請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 請願第1号  
付託年月日 平成31年3月7日  
件名 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査結果 不採択すべきものと決定。

会議の経過については、反対多数で不採択すべきものと決定しました。出されました意見については、1、消費税の目的が幼稚園の無償化、幼保の無償化などの財源とすることなどである。また、既に本年度予算の中に反映されているので、今回は消費税を上げることに反対ではあったが、今回は不採択でよいのではないか。2、納める側から見れば、負担が少ないほうがよいと思われるけれども、納めた消費税は子育て世代への投資や福祉、社会保障の充実等に使われるということなので、消費税増税を中止することがよいとは思わない。次の世代に負担を押しつけることのないようにするためには、消費税の増税は必要ではないかと考えるので不採択とすべきである。

以上、2名の委員から意見をいただき、ほかに意見なしということで不採択といたしました。

以上です。

議長（石川良彦君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 委員長にお聞きしたいと思います。

3点について。このことについて、今、一応どういふ話されたのかあ

ったんですが、さらにこのことについては、何も質疑がなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

まず1つは、消費税が10%になることによる町民生活に予想される状況について、何も審査されなかったのかどうか。かなりの負担が問題出てくると思います。

それから2番目、インボイス制度により地域の中小企業、中小業者、農家も含めますが、大きな負担になることについてどのように審議されたのか、このことについてもされなかったのかどうか。

3番目、所得が少ないほど負担割合が重くなるこの消費税の性格について、どのように話されたのか。話されなかったのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。佐藤千加雄議員。

総務産業常任委員長（佐藤千加雄君） 会議の経過につきましては、先ほど説明したとおりでございます。今、1つ、2つ、3つ言われましたが、1つずつ項目についてのお話はしませんでした。先ほど出た意見が全てであります。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず、最初に反対討論の発言を許します。（「これは採択に対する委員会に対する反対討論ですか。採択に対するでしょうか」の声あり）原案に対する反対討論の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 一応紹介した議員という立場がありますので、賛成する立場で討論を行います。

2019年10月の消費税10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付する請願について、賛成の立場から討論を行います。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と年金カット、医療、介護など社会保障費負担増、そして賃金の低下、物価上昇の三重苦のもとでもうこれ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。東日本大震災を初め、大規模な自然災害も相次いでいます。また、自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが、政府は2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、軽減分を差し引いても4.6兆円、1世帯当たりに換算しまして8万円の増税という試算も出ております。このような状況で消費税を引き上げれば税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて、税率引き上げと同時に、実施になる軽減税率には重大な問題があります。飲食料品と週2回以上の発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など、10%分の値段は値上がりします。また、8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるいわゆるインボイス、適格請求書制度これは地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な結果を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額もふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのがその証拠であります。

日本国憲法は、応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請しています。消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきであります。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済最優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も財政再建の道も開かれます。

私は、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求め、この請願に賛成するものであります。

どうか多くの議員の皆さんの御理解のもとに御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 次に、原案反対の討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案賛成の討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案反対の討論の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 以上をもって討論を終わります。

これより、請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立少数であります。したがって、本案は不採択にすることに決定いたしました。

---

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件

議長（石川良彦君） 次に、日程第13、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、付託事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した付託事件、請願第2号 放射能汚染廃棄物の「本焼却」・「農地還元処理」を避けるための請願書の審査事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

---

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年第2回大郷町議会定例会を閉会といたします。

皆さん、大変御苦労さまでございました。

午 後 3 時 4 1 分 閉 会

---

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員